

法令名	障害者の雇用の促進等に関する法律
根拠条項	第 27 条第 1 項
許認可等の種類	障害者就業・生活支援センターの指定
法令の定め	<p>(指定)</p> <p>第 27 条 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。</p> <p>二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。</p>
審査基準	<p>第 27 条</p> <p>一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。</p> <p>二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。</p>
標準処理期間	<p>総 期 間            24    日・月    (注：休日は含まない。)</p> <p>  経由機関            日・月    (                            )</p> <p>  協議機関            日・月    (                            )</p> <p>  処分機関            日・月    (                            )</p>
処分担当課	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ（電話番号：011-204-5099）
申請先	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ（電話番号：011-204-5099）
問い合わせ先	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ（電話番号：011-204-5099）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsudokuikoyourousei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsudokuikoyourousei.htm</a>